

# 5

## 認定の更新

# 1. 認定の更新

## (1) 認定の更新制度

### ① 更新申請期間

認定の更新を受けると、認定の有効期間を延長することができます。

**更新をするためには、更新申請期間中（認定の有効期間満了の日の6月前から3月前までの間）に更新の申請をする必要があります。**

更新申請期間中に申請があった場合、認定有効期間の満了の日までに更新の申請についての認定または不認定の処分がされないときは、有効期間満了後であっても、処分があるまで認定の効力は継続します。

この更新申請期間内に更新の申請をしない場合（災害その他やむを得ない事由により更新申請期間内に更新の申請をすることができない場合は除きます）は、改めて認定の申請を行うこととなりますので注意してください。

### ② 認定の有効期間

**認定の更新がされた場合の認定の有効期間は、更新がされる前の認定の有効期間満了の日の翌日から5年間です。**

#### 例

認定の有効期間終了日	平成30年7月31日
更新申請期間	平成30年1月31日～平成30年4月30日
更新後の認定の有効期間	平成30年8月1日～平成35年7月31日

※認定の更新の通知日が、平成30年8月1日以後でも有効期間は変わりません。

### ③ 仮認定NPO法人の場合

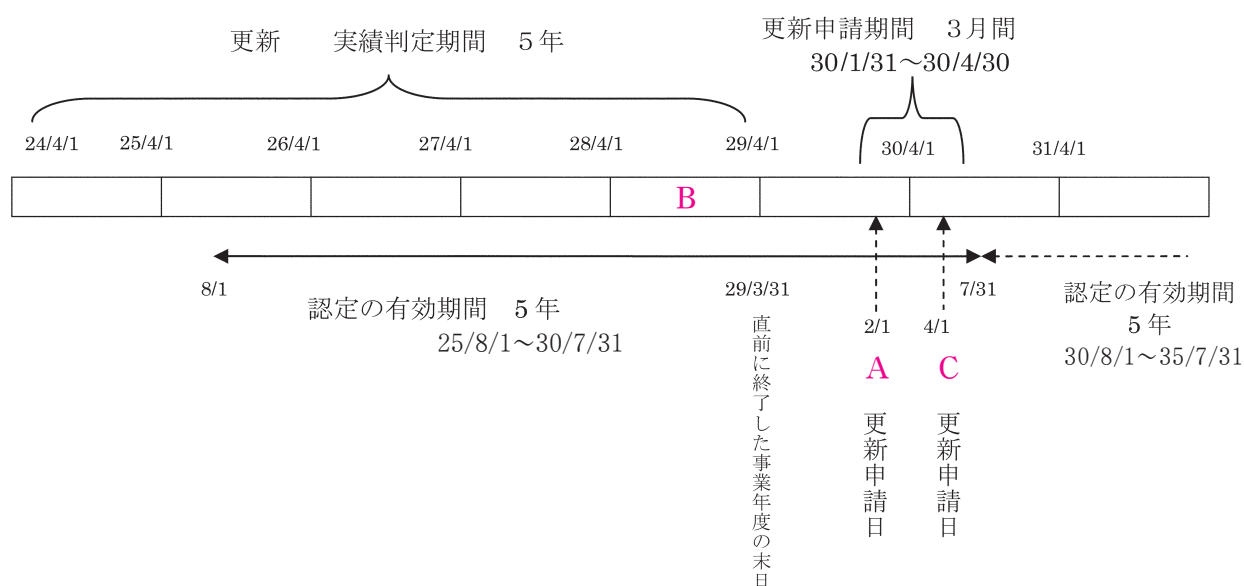
仮認定の有効期間は、仮認定を受けた日から3年間です。**仮認定には更新の制度はありません。**

仮認定の有効期間中は、いつでも認定を受けるための申請をすることができます。

仮認定の有効期間が失効した場合、たとえ認定の申請を行っていても仮認定の効力は継続しません。寄附をして下さる方のためにも認定の有効期間は途切れないようにする事が大切です。認定の申請は審査期間を考慮し、ゆとりをもって早めに行なうことをおすすめします。

## (2) 認定の更新申請をする法人の実績判定期間

例：更新の申請日 平成30年2月1日（事業年度4月1日～3月31日の場合）



A 申請年月日 平成30年2月1日



B Aの直前終了事業年度	①平成28年4月1日～平成29年3月31日
Bの1年前事業年度	②平成27年4月1日～平成28年3月31日
Bの2年前事業年度	③平成26年4月1日～平成27年3月31日
Bの3年前事業年度	④平成25年4月1日～平成26年3月31日
Bの4年前事業年度	⑤平成24年4月1日～平成25年3月31日



5事業年度 ①～⑤

実績判定期間（平成24年4月1日～平成29年3月31日）

**注意！**

更新申請日が決算日（3月31日）の後になると、直前に終了した事業年度が平成29年4月1日～平成30年3月31日となり、実績判定期間は平成25年4月1日～平成30年3月31日になります。同じ更新申請期間内であっても実績判定期間が異なります。

C 申請年月日 平成30年4月1日



実績判定期間（平成25年4月1日～平成30年3月31日）

## 2. 認定の有効期間の更新の申請書類の作成方法

右の表は認定NPO法人の更新の申請をする際に提出する申請書と添付書類の一覧表です。書類を提出する際にはこの一覧表でチェックをしながら確認してください。また、この一覧表も申請書類と一緒に提出してください。

申請書類の作成方法については該当するページをそれぞれ参照しながら作成してください。

認定の有効期間の更新の申請書及び添付書類一覧		作成方法	
認定特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新の申請書		→P150	
1	寄附者名簿	相対値基準	
		絶対値基準	
2	1号基準 (いずれか1つの基準を選択してください)	イ 相対値基準	→P56
		①原則用	→P66、68、70
		②小規模法人用	→P68、74、76
		ロ 絶対値基準	→P54
		ハ 条例個別指定基準	→P78
	2号基準 (該当する方を提出します)	条例個別指定法人以外の法人用	→P80
		条例個別指定法人用	→P90
	3号基準		→P92
	4号基準		→P104
	5号基準		省略可
6、7、8号基準		→P122 6号、8号は省略可	
	欠格事由チェック表		→P124
3	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類		→P128

1. 寄附者名簿の提出は必要ありません。(ただし名簿作成後、5年間主たる事務所と従たる事務所に備え置く必要があります)
2. 役員報酬規程等提出書(→P132)に記載した事項は、改めて記載する必要はありません。認定基準等チェック表を省略する場合は、チェック表に「省略」と記載してください。
3. 認定基準チェック表(第3表)ロ欄及び「設定基準等チェック表(第6表)、(第8表)欄の記載は必要ありません。

※1号基準で相対値基準を選択した場合、原則用の場合は①、小規模法人用の場合は②と、いずれか該当する箇所にチェックマークをつけてください。

次ページのチェック表は、1号基準で絶対値基準を選択した場合の記載例です。

## 認定の有効期間の更新の申請書及び添付書類一覧（兼チェック表）

申請書・添付書類		チェック
認定特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新の申請書		✓
1 寄附者名簿（注）1		
2 認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類		
一 号 基 準	イ、ロ、ハのいずれか1つの基準を選択してください。	
	イ 相対値基準・原則 又は 相対値基準・小規模法人	
	認定基準等チェック表（第1表 相対値基準・原則用）	①
	認定基準等チェック表（第1表 相対値基準・小規模法人用）	※ ②
	受け入れた寄附金の明細表（第1表付表1 相対値基準・原則用）	①
	受け入れた寄附金の明細表（第1表付表1 相対値基準・小規模法人用）	②
	社員から受け入れた会費の明細表（第1表付表2 相対値基準用）	
	ロ 絶対値基準	
	認定基準等チェック表（第1表 絶対値基準用）	✓
	ハ 条例個別指定基準	
認定基準等チェック表（第1表 条例個別指定法人用）		
二 号 基 準	いずれかの書類を提出することとなります。	
	認定基準等チェック表（第2表）	✓
	認定基準等チェック表（第2表 条例個別指定法人用）	
三 号 基 準	認定基準等チェック表（第3表）	✓（注）3
	役員の状況（第3表付表1）	省略
	帳簿組織の状況（第3表付表2）	省略
四 号 基 準	認定基準等チェック表（第4表）（注）2	✓
	役員等に対する報酬等の状況（第4表付表1）	✓
	役員等に対する資産の譲渡等の状況等（第4表付表2）	✓
基 準 五 号	認定基準等チェック表（第5表）	省略
基 準 六 号 基 準 八	認定基準等チェック表（第6、7、8表）	6、8表省略 <sup>（注）3</sup>
	欠格事由チェック表	✓
3 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類		✓

(注意事項)

- 1 寄附者名簿の添付は必要ありません。（法51⑤）。
- 2 法第55条第1項に基づき所轄庁に提出した書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項は、改めて記載する必要はありません（法51⑤ただし書）。なお、認定基準等チェック表の添付を省略する場合はチェック欄に「省略」と記載してください。
- 3 「認定基準等チェック表（第3表）ロ」欄及び「認定基準等チェック表（第6表）並びに（第8表）」欄の記載は必要ありません。

## 3. 認定特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新の申請書の記入方法

### (1) 提出年月日

提出する年月日を記入します。

認定の更新は、更新申請期間中（認定の有効期間満了の日の6月前から3月前までの間）に申請をする必要があります。

### (2) 主たる事務所の所在地等

主たる事務所の所在地、法人名、代表者の氏名は**登記簿に記載されているとおりに正確に記入します。**

### (3) 認定の有効期間

① 直前の認定の有効期間を記入します。

② 認定の有効期間の満了日の6月前の日  
①の満了日を基準にして計算します。

③ 認定の有効期間の満了日の3月前の日  
①の満了日を基準にして計算します。

### (4) 本申請において適用するパブリックサポートテスト基準

該当する基準にチェックをしてください。

### (5) 現に行っている事業の概要

法人の活動の目的、実際に行っている事業内容を記入してください。

### (6) 上記以外の事務所の所在地

定款に記載されている従たる事務所をすべて記入してください。

**登記簿に記載されているとおりに正確に記入します。**

### (7) 事務所の責任者の氏名、役職

その事務所における判断事項について責任を持って判断ができる人の氏名とその役職を記入してください。

### (8) 添付書類

申請書には「認定を受けるための申請書及び添付書類一覧（兼チェック表）」に掲げる書類を添付してください。

受付印

認定特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新の申請書

平成30年 7月 1日       福岡県知事 殿	主たる事務所の所在地	〒○○○-○○○ 福岡県○○市○○○ 電 話 (○○○) ○○○- ○○○○ FAX (○○○) ○○○- ○○○○		
	(フリガナ)	トクテイヒエイリカツドウホウジン フクオカカイ		
	法人名	特定非営利活動法人 福岡会		
	(フリガナ)	フクオカ ウメヨ		
	代表者の氏名	福岡 梅代 (印)		
	認定の有効期間	自平成25年 12月 1日 至平成30年 11月 30日	本申請において適用するパブリックサポート基準  <input type="checkbox"/> 相対値基準・原則 <input type="checkbox"/> 相対値基準・小規模法人 <input checked="" type="checkbox"/> 絶対値基準 <input type="checkbox"/> 条例個別指定法人	
	認定の有効期間の満了日の6月前の日	平成30年 5月 31日		
認定の有効期間の満了日の3月前の日	平成30年 8月 31日			
事業年度	4月 1日～ 3月 31日			
特定非営利活動促進法第51条第2項の認定の有効期間の更新を受けたいので、申請します。				
(現に行っている事業の概要)				
特定非営利活動として介護保健業(訪問介護、デイサービス)の他、高齢者と子供達の交流・助け合いの事業、会員や利用者の家族、ボランティアなどのために介護の無講習会や無料相談会を実施しています。				
上記以外の事務所の所在地		左記の事務所の責任者の氏名	役 職	
〒				
電 話 ( ) —				
FAX ( ) —				
〒				
電 話 ( ) —				
FAX ( ) —				

